

総合計画審議会の役割について

今後の総合計画審議会の役割

- ・大和市総合計画審議会規則には、本審議会の所掌事務として「本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。」が規定されています。
- ・この規定は、計画が時代にそぐわなくなった場合や施策の推進状況などにより計画の変更を必要とする場合に、市長の諮問にかかわらず意見を述べることを定めています。
- ・具体的には、次のような事務を担うことが想定されます。

総合計画の進行管理手法に関する意見交換を行う。

市が実施した行政評価について、客観的、中立的な視点で点検を行い、意見を述べる。

(総合計画審議会が外部評価の中心的な役割を担う。)

マニフェストなどにより基本計画の臨時改定が生じた際の諮問審議を行う。

総合計画審議会委員の構成

- ・現在の総合計画審議会は、有識者の委員 6 名、公募による市民委員 2 名の計 8 名で構成されており、その委員の任期は 2 年間（平成 22 年 7 月で任期満了）となっています。
- ・計画の円滑な進行管理を行うにあたっては、第一期基本計画（平成 21～25 年度の 5 年間）の内容を熟知していることが最も重要となるため、有識者の委員については、委員の再任を願いたいと考えています。
- ・公募による市民委員は、政策形成の各段階において、多様な市民の意見を取り入れることを目的に選任したものであるため、2 年間の任期満了に伴い、新たに委員の募集・選考を行う予定です。
- ・平成 24 年度の委員の改選期には、有識者委員の交替を半数程度とし、議論の継続性を確保していく考えです。

年度	委員任期		審議内容
	有識者	公募市民	
21年度			<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画審議会の役割について ・第8次総合計画の進行管理と行政評価システムのあり方 ・行政評価の具体的な手法について
22年度			<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度の事業展開について
23年度	再任を基本	新規選任	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の事業展開について (マニフェストに伴う基本計画の諮問審議)
24年度			<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の事業展開について ・第一期基本計画の評価について
25年度	再任 新規選任	新規選任	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期基本計画案の諮問審議